

## 大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年1月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡 A街区  
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外  
設置者 J A三井リース建物株式会社

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・荷さばき施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- ・廃棄物等保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設A-9  
(変更後) 午前6時00分から午後9時00分

3 変更年月日

令和8年8月26日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

4 変更理由

営業計画変更のため

5 届出年月日

令和7年12月25日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年1月16日から令和8年5月16日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp